

協働事業提案

協働のまちづくり & 生涯学習のまちづくり ファンド

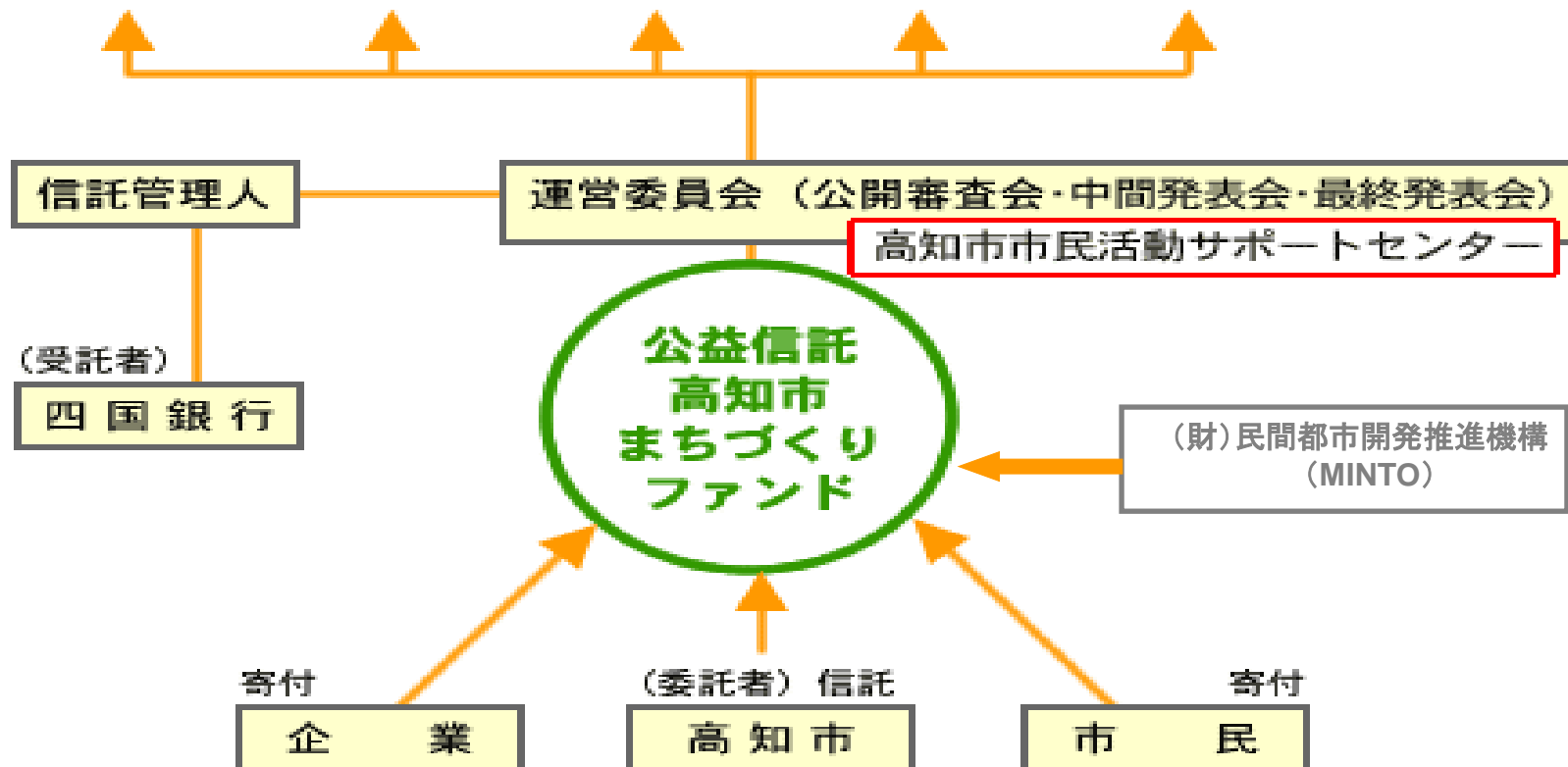
提案者

青 木 公 達
(あお き きみ さと)

『まちづくりファンド』って何？

公益信託 高知市まちづくりファンド

市民によるさまざまなまちづくり活動を支援



公益信託って何？

委託者が財産を一定の公益目的のために信託し、受託者（銀行等）がその財産を管理・運営しながら、公益活動に助成する制度です。

公益信託高知市まちづくりファンドとは？

平成15年度から「まちづくり一緒にやろうや条例（高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例）」が施行され、市民の自主的なまちづくり活動を支援するしくみとして、高知市が四国銀行に3000万円を信託し、「公益信託高知市まちづくりファンド」がつけられました。

【事例(1)】 筑西市まちづくりファンド概要(1)

住民参加型まちづくりファンド事業

1. 概要 (財)民間都市開発推進機構から拠出された5,000万円と市民の皆様からの寄附金を活用して、市民活動団体が自主的に行うまちづくり活動に対して助成するもの。
平成20年度は、5団体5件の事業に対して8,428,000円の支援を行う。
2. 補助の対象 —21年度は新たにソフトのみの事業も対象とする—
 - **ソフト事業**(補助率は1/2で、上限5万円)
ハード事業を実施するために必要な活動、その他魅力あるまちづくり又はまちの活性化に資すると認められるソフト事業
 - **ハード事業**(補助率は3/4で、上限500万円)
景観形成・まちの魅力の向上・伝統文化の継承及び歴史的施設の保全・観光の振興・安全安心なまちづくり等、魅力あるまちづくり又はまちの活性化に資すると認められるハード事業

※ 国・県・市等から補助金の交付を受けている事業や、事業の効果が特定の個人、団体、地域に帰属する事業は、補助の対象となりません。
3. 事業の認定
 - 予備審査:申請書類に不備がないか、**市民協働課**で審査。
 - 本審査:市民を含めた選定委員会が**公開プレゼンテーション方式**で審査。
(審査基準:公益性、実現性、妥当性、持続性、発展性が認められるか)
 - 認定事業の決定:**選定委員会での審査結果を基に**、市長が事業を決定。

【事例(1)】

筑西市まちづくりファンド概要(2)

住民参加型まちづくりファンド事業

平成20年度 支援事業

■「安全で安心して楽しく歩けるまちづくり」のための由緒書き設置事業 (景観形成市民の会)

地域への愛着や誇りを育み、史跡を歩く人達に新しい発見と楽しみを味わってもらうため、市内の史跡(社寺等11ヶ所)に由緒書きを設置しました

■勤行川左岸に桜と季節の花を植える事業 (勤行川の花と緑とホタルと鮭を育て守る会)

勤行川沿川に、桜や季節の花を植えるとともに、ホタルのビオトープ・鮭の自然産卵観察地を整備するための準備をしました

■石蔵(時の蔵)周辺整備事業 (下館・時の会)

市民運動により保存されることとなった石蔵(時の蔵)の有効利用を図るため、トイレを設置しました



■駅南のにぎわいのある商店街と安心安全の地域づくり事業 (下館さくら商店街振興組合)

下館駅南口周辺のにぎわいの創出と安心安全のまちづくりのために、駅南口ロータリー内に防犯カメラと駅前通り歩道に防犯灯を設置するとともに、年末年始にイルミネーションを点灯しました



■つばさ里山公園共用便所設置事業 (NPO法人つばさ)

NPOが整備するつばさ里山公園内に共用便所を設置しました

【事例(2)】 世田谷まちづくりファンド概要

1.ファンドの趣旨

1. 設立 : 1992
 2. 目的 : 区民の創意と工夫にあふれたまちづくりの促進
だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちの創造
 3. まちづくりとは : 地域に暮らす人々が主体となって取り組むことが大切
地域コミュニティの課題解決力を高める
行政や企業との連携・協働の取り組みも広げることが必要
 4. 「世田谷まちづくりファンド」は : 住民、行政、または企業のいずれにも属さないで独立し
地域の発想に根ざした区民主体のまちづくり活動を支援
-

2.ファンドの特徴

1. 公開審査会方式による助成決定
 2. 「学びあい育ちあう場」としての運営
 3. 区民サポーターによるファンド支援
 4. 個人・企業や行政からの寄付金による基金づくり
-

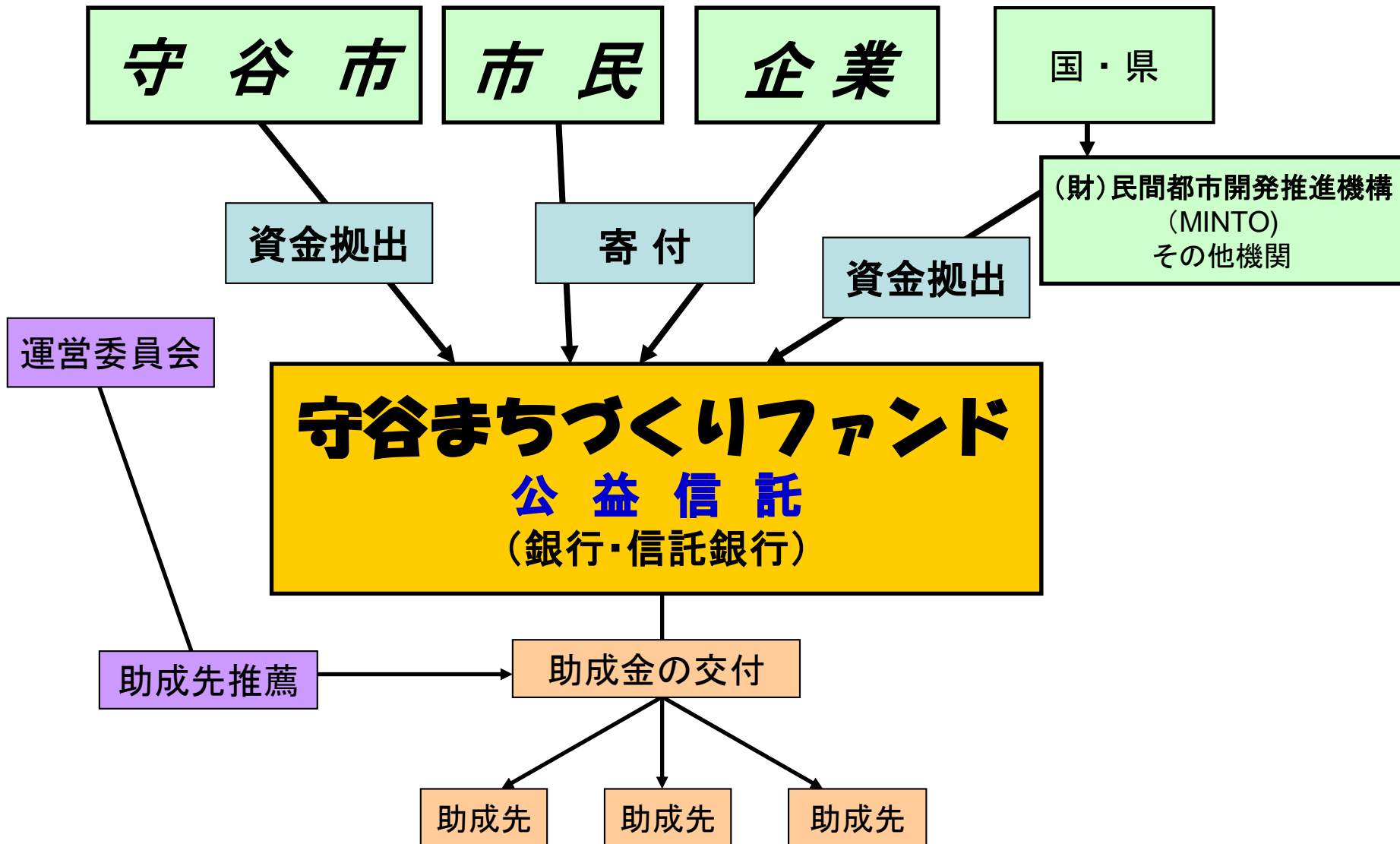
3.区民・企業・行政の三者によって育てられるファンド

1. 公益信託制度を活用
 2. 公益信託制度とは、公益的な目的で一定の財産を受託者(信託銀行など)に委託し、受託者はこれを管理・運営しながら公益活動を行っていく仕組。この制度は、信託法(大正11年制定)に基づく
 3. 運営委員会(学識経験者・区民・行政で構成)が、助成先の選考等、公益事業の遂行について、受託者に助言勧告し、これに基づいて受託者が遂行する。
 4. 区民・企業・行政の三者から寄付や資金を集めて、大きく育てていくことが構想されている。
-

4.寄付のお願い

1. 世田谷まちづくりファンドは、住民・行政・企業三者のトライアングル体制で支えていく。
2. 行政はもちろん、幅広い住民や企業の方々に対して寄付をお願いしている。

協働のまちづくり & 生涯学習のまちづくり ファンド



協働のまちづくり & 生涯学習のまちづくり ファンド

守 谷 市

出 資

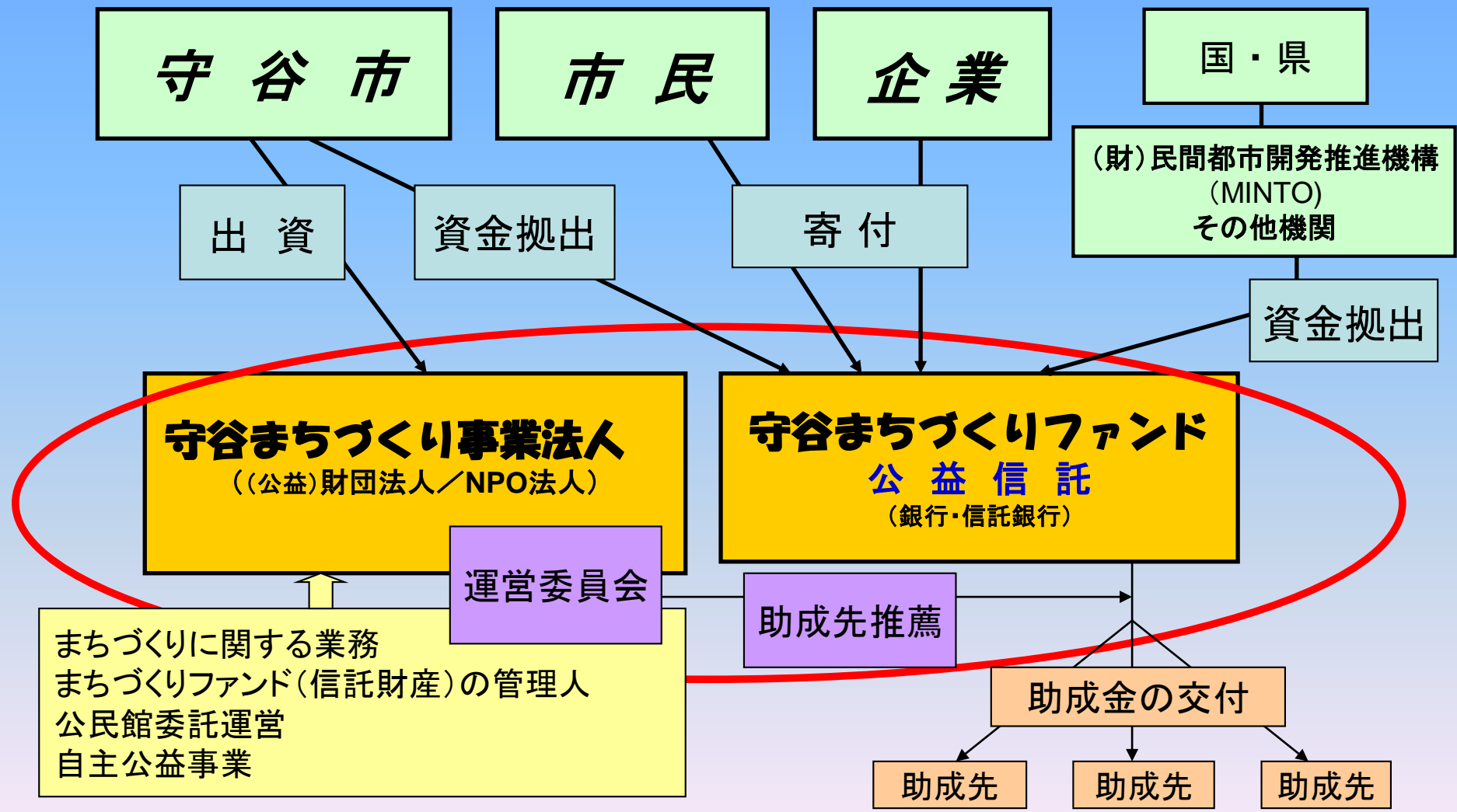
守谷まちづくり事業法人
(公益)財団法人・NPO法人

- 協働のまちづくりに関する業務
- まちづくりファンド(信託財産)の管理人
- 公民館委託運営
- 自主公益事業
- その他

運営委員会

助成先推薦

協働のまちづくり & 生涯学習のまちづくり ファンド



守谷まちづくり事業法人
((公益)財団法人/NPO法人)

守谷まちづくりファンド
公益信託
(銀行・信託銀行)

運営委員会

助成先推薦

助成金の交付

助成先

助成先

助成先

まちづくりに関する業務
まちづくりファンド(信託財産)の管理人
公民館委託運営
自主公益事業